

各都道府県介護保険担当課（室）

各市区町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

平成25年度補正予算案を踏まえた  
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金  
及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の  
取扱い等について  
計6枚（本紙を除く）

Vol.347

平成25年12月13日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3927.3928)  
FAX：03-3595-3670

各 都道府県 介護施設担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 2 5 年度補正予算案を踏まえた地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び  
地域介護・福祉空間整備推進交付金の取扱い等について

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。  
さて、本年 1 2 月 5 日に「好循環実現のための経済対策」が閣議決定されたことを受け、  
昨日、平成 2 5 年度補正予算案が閣議決定されました。

当該補正予算案の中に盛り込まれた「地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進」及び「社会福祉施設の防災対策等の推進」のうち当課所管分に係る事業の取扱い等については下記のとおりですので、お知らせいたします。

補正予算成立後、速やかに執行を図りたいと考えておりますので、まずは関係する市町村及び事業者に対して、周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 平成 2 5 年度補正予算案について

① 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進に係る事業

【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（補正予算案：206 億円）】

○介護基盤緊急整備等臨時特例基金において実施していた介護基盤の緊急整備特別対策事業について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に予算を計上。

市町村が整備する地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス拠点等の介護基盤の整備に必要な経費について補助を実施する。

【地域介護・福祉空間整備推進交付金（補正予算案：86 億円）】

○介護職員処遇改善等臨時特例基金において実施していた施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業について、地域介護・福祉空間整備推進交付金に予算を計上。（補正予算案：78 億円）

(1) 特別養護老人ホーム等を設置する民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に必要なとなる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等の費用について補助を行う。

(2) 施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)について補助を行う。

○定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要なシステム構築費等、事業の立ち上げに要する費用について補助を行う。(補正予算案: 8億円)

## ② 社会福祉施設の防災対策等の推進に係る事業

### 【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(補正予算案: 60億円)】

○介護基盤緊急整備等臨時特例基金において実施していた既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に予算を計上。

現在スプリンクラー設備等が未設置である施設等について、設備の設置に要する費用を補助する。

※ 詳細は別添パワーポイントを参照。

## 2. 補正予算に係る事前協議等について

① 平成25年度末が実施期限とされている介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金は、平成26年度末までに限って延長されましたので、基金に残額を有する都道府県では、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金を優先的に執行していただきますようお願いいたします。

② 交付金で25年度補正予算を計上している事業については、追って事前協議の通知を发出する予定としております。

③ 基金の残高が少ない都道府県内の施設整備等に配慮する観点から、基金の残高が少ない都道府県(注)内の市町村に対して、平成25年12月中を目途に事前協議の通知を发出する予定です。また、協議の状況を踏まえて、平成26年2月上旬を目途に、全ての都道府県を対象に追加協議を実施する予定です。

(注) 平成25年10月31日付け事務連絡「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」及び「介護職員処遇改善等臨時特例基金」の残高等調べについて(照会)の回答結果等を踏まえて選定。

④ 既存の介護施設等に対するスプリンクラー設備等への補助については、現在、面積×補助単価による補助を行っていますが、小規模な施設で水道口径や水圧等の問題で消火ポンプ等の設置が必要な場合には、1㎡あたり9千円に加えて、1施設あたり2,250千円までの加算を創設することを予定しております。

⑤ スプリンクラー設備等の補助対象施設について、以下のとおり改正する予定です。

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム及び老人保健施設</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ <u>軽費老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）</u></li> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ <u>有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）</u></li> <li>・ <u>小規模多機能型居宅介護事業所（要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）</u></li> <li>・ 老人短期入所施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム及び老人保健施設</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ <u>軽費老人ホーム</u></li> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ <u>有料老人ホーム</u></li> <li>・ <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></li> <li>・ <u>複合型サービス事業所</u></li> <li>・ 老人短期入所施設</li> <li>・ <u>生活支援ハウス等</u></li> </ul>

⑥ その他の補助単価について、今後改正が必要となる場合には決まり次第速やかにご連絡いたします。

⑦ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施要綱及び交付要綱については、補正予算の成立日付で改正する予定です。

⑧ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領についても、交付金の要綱と合わせて、補正予算の成立日付で改正する予定です。

⑨ 今回の補助事業の実施及び補助単価の改正については、平成25年度補正予算案の成立が前提となりますので、ご留意願います。

**【照会先】**

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

電 話：03-5253-1111（内 3927、3928）

e-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp

# ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進 (介護基盤等整備事業)

平成25年度補正予算 206億円  
(ハード交付金)

## 1. 概要

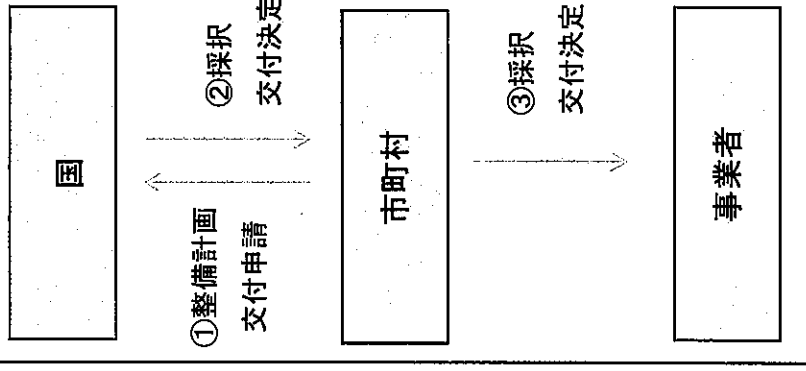
- どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現するためには、地域密着型の介護基盤の整備を着実に進めることが必要であるが、地域密着型の介護基盤の整備を支援する「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」については、25年度末には基金が枯渇する都道府県が見込まれるなど、基金の不足が顕著になっている。
- このため、各市町村で整備する地域密着型の介護基盤の整備を切れ目なく着実に進めるため、ハード交付金による支援を実施する。

## 2. 事業内容・補助単価

- 事業内容 市町村が整備する特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス拠点等の基盤整備に必要な経費について支援を行う。

施設・事業所類型	補助単価一覧(定額)
地域密着型サービス	
特別養護老人ホーム	200～400万円
ケアハウス	200～400万円
小規模多機能型居宅介護事業所	1,500～3,000万円
認知症高齢者グループホーム	1,500～3,000万円
認知症対応型デイサービスセンター	1,000万円
夜間対応型訪問介護ステーション	500万円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円
複合型サービス事業所	2,000万円
介護老人保健施設(定員29名以下)	2,500～5,000万円
介護予防拠点	750万円
地域包括支援センター	100万円
生活支援ハウス	3,000万円
	1施設・事業所あたり

## 3. 補助の流れ



# ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進 (介護施設等施設開設準備等助成事業)

平成25年度補正予算 86億円  
(ソフト交付金)

## 1. 概要

### ① 施設開設準備等特別対策事業

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のための開設準備経費に対する支援や、大都市部における介護施設等の整備の促進を図るため、定期借地権の設定時に土地所有者に支払われた一時金について支援を実施する。

### ② 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業

できる限り住み慣れた地域で在宅を基本として生活を継続し、地域社会の中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一括的に受けることができる社会を実現するためには、「定期巡回・随時対応サービス」を拡充していくことが必要であり、事業の実施に要する経費について支援する。

## 2. 事業内容・補助単価

### ① 施設開設準備等特別対策事業 (78億円)

- (事業内容) (1) 特別養護老人ホーム等の開設準備経費について補助する。  
 (2) 定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について、補助する。  
 助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限りに、保証金は対象外とする。  
 定期借地権の設定期間は、50年以上。  
 (補助対象) 特別養護老人ホーム(広域型含む)、介護老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、  
 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、養護老人ホーム  
 (補助単価) (1) 1床あたり60万円以内  
 (2) 定期借地権の設定に伴い授受される一時金(※)  
 (※)敷地の路線価評価額の1/2を補助対象の助成対象の上限とする。

### ② 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業 (8億円)

- 1事業所あたり 1千万円 (80カ所程度)  
 <本事業の対象として想定されるもの>  
 ・利用者からの通報に適切に対応するためのシステム構築費  
 ・利用者に配布するためのケアコール端末(テレビ電話等を含む。)  
 ・ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する  
 端末(当該情報共有を管理するためのシステム等を含む。) 等

## 3. 補助の流れ



# ○ 社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進 (既存介護施設等のスプリンクラー整備支援)

平成25年度補正予算 60億円  
(ハード交付金)

## 1. 概要

- 平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災等を受け、自力避難が困難である要介護者等が入居等する施設等について、スプリンクラー設備等の設置が求められているところである。
- 一方、消防庁においては、高齢者施設のスプリンクラー設備に係る面積要件等を見直すための消防法施行令の改正が予定されており、平成27年4月より施行される予定となっている。
- このため、現在、スプリンクラー設備等が未設置となっている施設等について、平成27年4月に向けて、スプリンクラー設備等の設置を計画的に行うものである。

## 2. 事業内容・補助単価

- ① 小規模施設の消火ポンプ等に要する費用の助成分 (17億円) [新規]  
(事業内容) スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置して対応する場合に要する費用について補助する。  
(補助対象) 275㎡未満の小規模施設 (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等)  
(補助単価) 定額: 2,250千円 (1施設あたり)
- ② 小規模多機能型居宅介護事業所へのスプリンクラー助成分 (2億円)  
(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置である275㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所について、スプリンクラー設置に要する費用を補助する。  
(補助対象) スプリンクラー未設置の小規模多機能型居宅介護事業所 (275㎡未満)  
(補助単価) 定額: 9千円 (1㎡あたり)
- ③ ケアハウス等へのスプリンクラー助成分 (41億円)  
(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置であるケアハウス等について、スプリンクラー設置に要する費用を補助する。  
(補助対象) スプリンクラー未設置のケアハウス等  
(補助単価) 定額: 17千円 (1㎡あたり、1,000㎡以上)、9千円 (1㎡あたり、1,000㎡未満)

## 3. 補助の流れ

